

屋久島町クリーンサポートセンター運営管理業務委託

要求水準書

令和7年4月

屋久島町

(目的)

第1条 本業務は、屋久島町（以下「委託者」という）が所有する廃棄物処理施設の維持管理業務について、民間事業者の創意工夫を促し、より効率的な業務運営や運転管理が実現できるよう、複数年契約で運営管理を民間事業者に委託するものであり、民間事業者との連携により、専門的な技術と知識を継承し、将来にわたり安定的に事業を継続することを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 本件業務の履行にあたっては、環境基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法及びその他本業務に関係する法令等を遵守しなければならない。

(委託業務の履行)

第3条 業務受注者（以下「受注者」という）は、本件施設の運転管理を円滑に運営するとともに、施設の機能を十分に発揮できるよう契約書、要求水準書に基づき委託者と協議のうえ誠実に業務を履行しなければならない。

(対象施設)

第4条 対象施設は、次のとおりとする。

施設名	住所
屋久島町クリーンサポートセンター	鹿児島県熊毛郡屋久島町大字宮之浦1312番地21

(1) 施設処理能力等

1) 焼却施設

- ① 施設稼働時間 12時間（立上げ、立下げ時間を含む）
- ② 焼却能力 10t×1炉
- ③ 炉形式 間欠運転式焼却炉

2) リサイクル施設

- ① 不燃粗大ごみ 5.2t/5h
- ② 資源ごみ 2.8t/5h

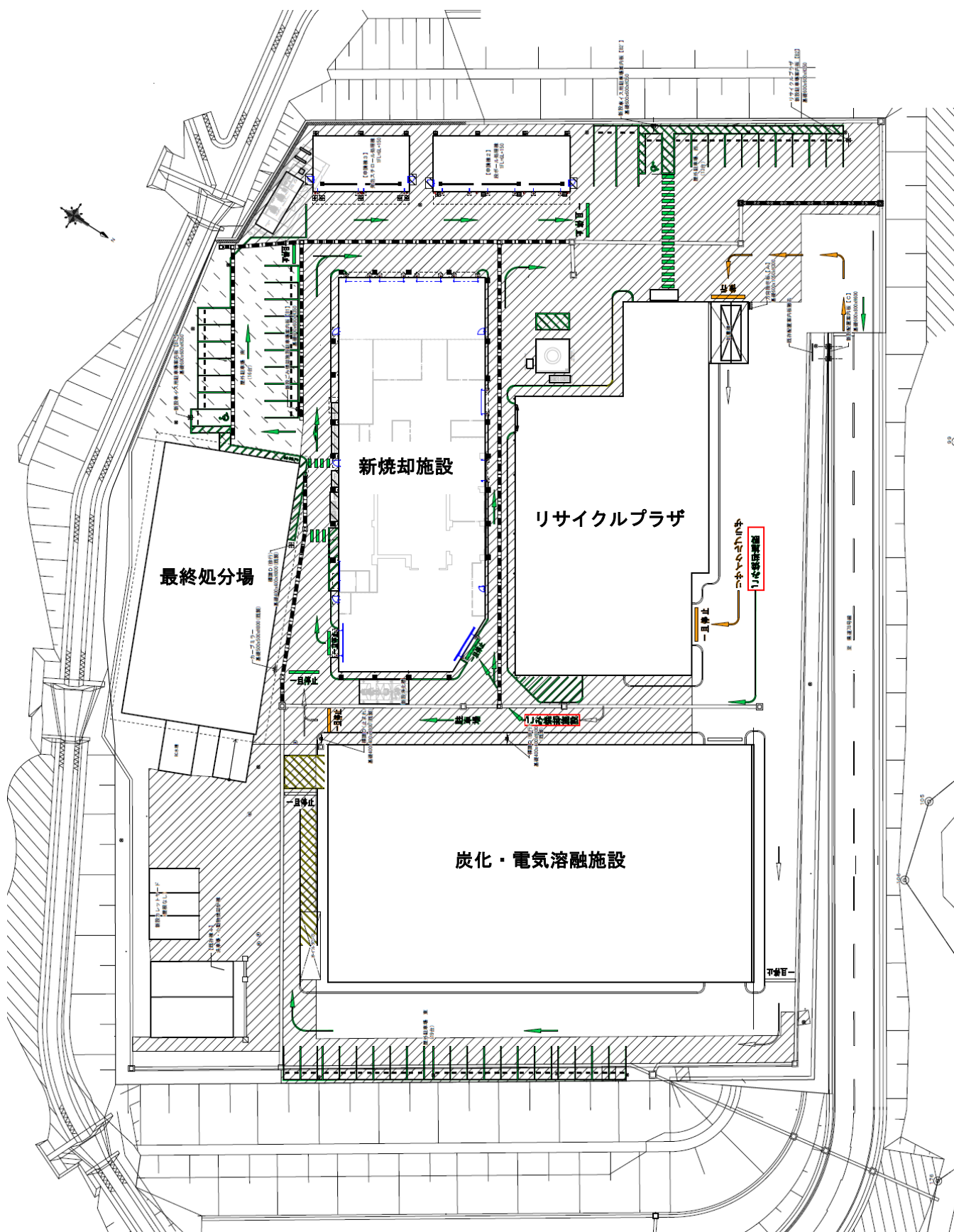
(2) 主要部形式等

1) 焼却施設

- ① 受入れ供給設備 ピットアンドクレーン方式、ダンピングボックス、可燃性粗大ごみ処理設備
- ② 燃焼設備 ストーカ方式
- ③ 燃焼ガス冷却設備 水噴射式
- ④ 排ガス処理設備 乾式有害ガス除去＋ろ過式集じん器
- ⑤ 通風設備 平衡通風方式
- ⑥ 余熱利用設備 燃焼用空気予熱、白煙防止用空気加熱

- | | |
|----------|--|
| ⑦ 給水設備 | 生活用 : 河川水
プラント用 : 河川水 |
| ⑧ 排水処理設備 | ごみ汚水 : 炉内噴霧
プラント排水 : クローズドシステム (処理後再利用)
生活排水 : 浄化槽処理 |
- 2) リサイクル施設
- | | |
|-----------|--|
| ① 受入供給設備 | 貯留ヤード及びホッパ方式
(粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ)
貯留ヤード方式
(ペットボトル、飲料用パック、ダンボール) |
| ② 破碎設備 | 高速回転破碎機 (粗大ごみ、不燃ごみ) |
| ③ 搬送設備 | コンベヤ方式 |
| ④ 選別設備 | 機械選別方式 (粗大ごみ、不燃ごみ)
手選別方式 (びん類) |
| ⑤ 再生設備 | 金属圧縮機、圧縮梱包機 |
| ⑥ 貯留・搬出設備 | 貯留ヤード (資源物、乾電池、蛍光灯等)
ホッパ方式 (破碎可燃物残渣、破碎不燃物残渣) |
| ⑦ 集塵設備 | サイクロン、バグフィルタ方式 |
| ⑧ 給水設備 | 新焼却施設の給水設備より分岐 |
| ⑨ 排水処理設備 | 新焼却施設の排水処理設備へ移送 |
- 3) 最終処分場
- | | |
|-------|------------|
| ① 型 式 | 被覆管理型最終処分場 |
|-------|------------|

(3) 施設配置図



(委託期間)

第5条 委託期間は、契約締結日の翌日から令和10年10月31日までとし、契約書及びその他関係書類（要求水準書及び業務提案書等）に従い業務を実施する。ただし、契約締結日の翌日から令和7年10月31日までの期間は業務準備期間（移行期間）とし、受注者は委託者及び施工業者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。

業務準備期間及び履行期間は次のとおりとする。

(1) 業務準備期間

契約締結日の翌日 ～ 令和7年10月31日まで

(2) 履行期間

令和7年11月1日 ～ 令和10年10月31日（3年間）

(委託業務の概要)

第6条 委託業務の主な内容は、次のとおりとする。

なお、詳細については第31条に記載するものとする。

(1) 焼却施設

- 1) 運営管理業務
- 2) 保守管理業務
- 3) 建築設備修繕業務
- 4) 廃棄物管理業務
- 5) 焼却灰受入・搬出業務
- 6) その他関連業務

(2) リサイクル施設

- 1) 運営管理業務
- 2) 保守管理業務
- 3) 廃棄物管理業務
- 4) その他関連業務

(3) 最終処分場

- 1) 焼却灰受入・搬出業務
- 2) その他関連業務

(施設稼働日等)

第7条 施設稼働日等は、次のとおりとする。

(1) ごみ搬入日及び受入時間

ごみ（一般廃棄物）の受入れ時間は、原則として、年末年始（12月31日から1月3日まで）を除く月～土曜日の8:30～16:30とする。ただし、12月30日は8:30～15:00とする。

(2) 1日における運転時間

稼働日における運転時間は1日12時間以内とし、時間帯は原則的に午前8時から

午後8時となるよう努力する。ただし、ごみの搬入や整備工事、災害ごみ受け入れ等により変更が必要な場合にはこの限りではない。

(3) 休炉日について

休炉日は原則として日曜日、年末年始とする。ただし、ごみの搬入量や工事等により変更することができるものとする。

(4) その他

ごみ焼却炉の運転日及び時間は、委託者の搬入計画に基づき、受注者が作成する運営計画によるものとする。ただし、運営計画の作成及び履行の際には、関係法令等を遵守すること。

(事務室等の使用)

第8条 業務に必要な中央監視室等は契約期間中、無償で使用するものとする。なお、清掃等使用上の管理及び汚損等の弁償は、受注者の負担とする。

(貸与品の取扱い)

第9条 貸与品については、台帳を作成しその保管状況を常に把握し、毀損、盗難、紛失等がないよう十分配慮すること。

貸与品の紛失、毀損等があった場合には受注者が弁償すること。

(配置従事者の実務経験及び資格等)

第10条 受注者は、第30条に定めるとおり、業務の履行のために要する実務経験及び資格を有する従業員を確保し、必要な従業員を適正に配置しなければならない。なお、配置従事者の実務経験及び資格等は第30条に記載するとおりとする。

(総括責任者の選任)

第11条 受注者は、委託業務の総括責任者を選任し、氏名、年齢、経歴等を記載した選任届を委託者に提出しなければならない。

(2) 総括責任者は契約書、要求水準書並びに現場内容等を熟知し、委託者との連絡を緊密にとりながら、委託業務を適正円滑に遂行するものとする。

(配置従事者)

第12条 受注者は、配置従事者となった者の氏名、経歴等を記載した配置従事者届出を委託者に提出しなければならない。

(2) 配置従事者を変更したときも同様とする。

(3) 委託者は、配置従事者が業務の履行上著しく不相当と認められる場合は、受注者と協議のうえ、当該従事者の交代を受注者に要求することができる。

(書類の提出)

第13条 受注者は、業務の履行にあたり次に定められた書類を期間内に提出しなければならない。なお、業務実施計画書及び業務報告書の詳細については、委託者及び受注者と協議のうえ、詳細を決定する。

- (1) 履行開始前までに提出
 - 1) 総括責任者選任届
 - 2) 配置従事者届（経歴書添付）
 - 3) 資格者一覧表（資格者証の写し添付）
 - 4) 管理組織図
 - 5) 緊急連絡系統図
 - 6) 月間業務実施計画書（令和7年11月分）
 - 7) 年間業務実施計画書（令和7年度分）
- (2) 業務実施計画書
 - 1) 月間業務実施計画書（当月分を前月末日までに提出）
 - 2) 年間業務実施計画書（翌年分を年度末までに提出）
- (3) 業務報告書
 - 1) 月間業務報告書（当月分を翌月15日までに提出）
 - 2) 年間業務報告書（当年度分を翌年度4月15日までに提出）
- (4) その他指示する書類

(書類の整備)

第14条 受注者は、委託者の定める報告書及び経過上必要な書類等を常に整備し、業務内容を明らかにしておかなければならない。

- (2) 受注者は、委託者から書類等提出を求められた場合には、速やかに提出しなければならない。

(委託業務の心得)

第15条 受注者は、配置従事者の勤務について、労働基準法及び関係法令を遵守し勤務させなければならない。

(配置従事者の労務管理)

第16条 受注者は、配置従事者の労務管理の一切の責任を負うものとする。また、本業務の公共的使命の重大性及び特殊性に鑑み、労務管理を十分にしなければならない。

(労働安全衛生の管理)

第17条 受注者は、配置従事者に対し常に労働安全の指導と向上を図り事故防止に努めなければならない。また、安全衛生上の問題が生じた場合は直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者へ連絡すること。

(緊急時の対応)

第18条 委託者は、地震等緊急事態発生時に備え、一定の時間内に緊急動員ができるよう要求水準書に定める体制を確立しておかなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

第19条 業務を履行するうえで発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のため生じた経費は受注者が負担するものとする。ただし、その損害の理由が委託者、又は第三者の責に帰する場合においてはこの限りでない。

(2) 受注者は、本件業務に伴うリスクに備えるため、賠償責任保険等必要な保険に加入していること。

(施設等の負担区分)

第20条 受注者は、委託業務上必要な附帯施設及び備品類を無償で利用できるものとするが、その使用に関しては善良なる注意をもって維持管理しなければならない。

(2) 点検整備及び簡易な修理に使用する工具類、測定器並びに安全対策器具類は、受注者の負担とする。

(3) 委託者は、業務遂行上必要とする完成図書、特殊工具等は貸与する。

(異常及び故障の連絡)

第21条 受注者は、施設等に異常、又は故障を発見した場合は直ちに委託業務に支障のないよう措置するとともに、委託者の指定する職員に連絡、その指示に従わなければならない。

(服務規律)

第22条 配置従事者は受注者の指定する制服を正しく着用し身だしなみに留意するとともに胸部に社名及び氏名入の名札をつけること。

(2) 常に礼儀正しく丁寧な言動、態度をもって人に接すること。

(3) 規律ある行動をとること。

(4) 業務実施中に知り得た秘密、又は行政事務に関する事項を他に漏らしてはならない。

(リスク分担)

第23条 委託者と受注者とのリスク分担については、別表「リスク分担表」に定める。

(業務引継ぎ)

第24条 受注者は、契約の日から委託期間の開始日の前日までは業務の習熟期間とし委託者から業務の引継ぎを受けなければならない。なお、業務の引継ぎは、現地指導によるものとし、引継ぎ期間は協議にて決定する。

(2) 受注者は当業務の委託期間満了前に、引継ぎ計画書を作成し、委託者の承認を得るものとする。承認を得た引継ぎ計画書のもと、委託者が立会い、委託者が指定する次期受注者への業務の引継ぎを行い、業務に支障をきたさないようにしなければならない。なお、業務の引継ぎは、引継ぎ書及び現地指導によるものとする。

(3) 業務引継ぎ時には設備の補修計画を作成し、委託者の承認を得るものとする。

(委託期間満了後の措置)

第25条 受注者は、委託期間が満了した場合、貸与された施設等について、委託者の立会のもとで速やかに原状に復して返還しなければならない。ただし、経年劣化による施設等の損傷については除外とする。

(雑則)

第26条 この要求水準書に明記されていない事項であっても、運営管理上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

(2) 運営等に係る資料の提出を委託者が要求した場合は、受注者は速やかに応じなければならない。

(疑義の解釈)

第27条 この要求水準書に定める事項について疑義を生じた場合は、委託者と受注者間で協議のうえ業務を遂行するものとする。

(搬入基準)

第28条 搬入ごみ量及び搬入ごみ質は次のとおりとする。

(1) 計画搬入ごみ量

表1-1 計画搬入ごみ量

			稼働年数	新施設共用開始	2	3	4
			年度	R7	R8	R9	R10
ごみ処理施設 計画処理量	可燃ごみ		t/年	1,910	1,905	1,904	1,895
	可燃残渣		t/年	161	160	159	158
	バイオトイレ残渣(おがくず)		t/年	3	3	3	3
	海岸漂着物		t/年	40	40	40	40
			t/年	2,114	2,108	2,106	2,096
災害廃棄物量			t/年	317	316	316	314
合計			t/年	2,431	2,424	2,422	2,410
			t/日	6.66	6.64	6.64	6.60
リサイクル施設	搬入量	粗大ごみ	t/年	541	533	528	520
		資源ごみ(生ごみ、直接資源化物除く)	t/年	939	939	940	939
			t/年	1,480	1,472	1,468	1,459
	処理後 内訳	その他資源物	t/年	1,146	1,142	1,137	1,129
		紙類	t/年	697	694	692	687
		紙パック	t/年	2	2	2	2
		金属類	t/年	193	192	191	190
		ガラス類	t/年	118	118	117	116
		ペットボトル	t/年	50	50	50	50
		容器包装プラ(白色トレイを含む)	t/年	13	13	12	12
		その他プラ	t/年	55	55	55	54
		布類	t/年	18	18	18	18
		可燃残渣	t/年	161	160	159	158
		不燃残渣	t/年	173	170	172	172
			t/年	1,480	1,472	1,468	1,459
最終処分場	主灰	t/年	258	257	257	256	
	飛灰	t/年	41	41	41	40	
	不適物	t/年	173	170	172	172	
		t/年	472	468	470	468	
計画せん断処理量	可燃性粗大ごみ		t/年	2	2	2	2

(2) 搬入ごみ質

運営期間に受注者が処理する搬入ごみのごみ質は、下記表1-2のとおりとする。

1) 本件施設計画ごみ質

本件施設の計画ごみ質は下記表1-2のとおりとする。

表1-2 搬入ごみ質

運営期間中における搬入ごみのごみ質	項目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
	可燃分	%	39.5	59.7	78.7
	水分	%	51.7	33.4	15.4
	灰分	%	8.8	6.9	5.9
	低位発熱量	KJ/kg	6,600	11,500	16,400
	単位体積重量	Kg/m ³	140	100	60
	元素組成 (%)	炭素	57.04		
		水素	7.95		
		酸素	32.42		
		硫黄	0.06		
		窒素	1.62		
		塩素	0.91		

注) 元素組成は可燃分当たり

2) 受入基準

運営期間に委託者及び受注者が遵守する本件施設の受入基準は、屋久島町「ごみカレンダー」(平成27年改定版)記載の可燃ごみとする。なお、委託者が受入基準を変更する場合には受注者と協議する。

(処理基準値)

第29条 排出ガス処理基準は表1-3の通り、騒音基準値は表1-4の通り、振動基準値は表1-5の通り、灰等の処理基準表1-6、表1-7の通りとし、運営期間を通じて処理基準値が適用される。

表1-3 排ガスの基準値

	環境目標値	法規制値
ばいじん濃度	0.01g/m ³ N以下	0.15g/m ³ N以下
硫黄酸化物濃度	50ppm以下	K値=17.5
塩化水素濃度	50ppm以下	430ppm以下
窒素酸化物濃度	100ppm以下	250ppm以下
ダイオキシン類排出濃度	0.1ng-TEQ/m ³ N以下	5ng-TEQ/m ³ N以下
水銀	30ppm以下	30ppm以下

※1 乾きガスO₂=12%換算値

表1-4 敷地境界線における騒音の基準値

時間区分	基準値	備考
朝 (dB)	50以下	午前6時～午前8時
昼間 (dB)	60以下	午前8時～午後7時
夕 (dB)	50以下	午後7時～午後10時
夜間 (dB)	45以下	午後10時～午前6時

表1-5 敷地境界線における振動の基準値

時間区分	基準値	備考
昼間 (dB)	60以下	午前8時～午後7時
夜間 (dB)	55以下	午後7時～午前8時

表1-6 集じん灰処理物の溶出基準

項目	溶出基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/L以下
カドニウム又はその化合物	0.09mg/L以下
鉛又はその化合物	0.3mg/L以下
六価クロム化合物	1.5mg/L以下
砒素又はその化合物	0.3mg/L以下
セレン又はその化合物	0.3mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下
ダイオキシン類	3ng-TEQ/m ³ N以下（含有量）

表1-7 集じん灰処理物の含有量基準

項目	含有量基準
ダイオキシン類	3ng-TEQ/m ³ N以下（含有量）

（配置従事者の資格及び事業許可等）

第30条 要求水準書に定める配置従業員の実務経験及び資格等は次のとおりとする。

（1）実務経験

- 1）総括責任者は本業務と同種業務及び同施設（焼却施設または炭化施設、リサイクル施設並びに最終処分場）の実務経験を5年以上有するものとし、管理・監督責任者としての経験若しくは同等の能力を有するものとする。
- 2）総括責任者は受託者又は受託企業体の代表企業に在籍のものとし、同企業に3年以上在籍しているものであること。

（2）資格（兼任可とする）

- 1）廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場）
- 2）危険物取扱者受託者第4類
- 3）酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- 4）有機溶剤作業主任者

- 5) 特定化学物質作業主任者
- 6) 玉掛技能講習修了者
- 7) クレーン特別教育修了者
- 8) 電気工事士第一種（第二種電気工事士の場合は、認定電気工事従事者）
- 9) 第三種電気主任技術者
- 10) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）
- 11) フォークリフト技能講習修了者
- 12) その他運営管理に必要と思われる資格等の保有者

（受注者の業務範囲及び内容）

第31条 運営管理期間を通じて委託者が受注者に委託する業務範囲及び内容は、以下のとおりとする。

（1）運営管理業務（対象施設：焼却施設、リサイクル施設）

1) 計量業務

- ①本件施設受入基準に適合した処理対象物の受入れ
- ②ごみ処理手数料の徴収代行

2) 運転業務

- ①処理対象物の適正処理
- ②本件施設における運転・監視操作及びその関連業務（機器の運転・停止、ごみ供給及びストーカー速度調整、空気量調整等）
- ③本件施設の日常点検及び巡視
- ④焼却灰及び飛灰処理物の搬出（バンカからダンプ車への積み込みまで）

3) 調達管理業務

- ①薬品類、その他消耗品類の調達管理（燃料の調達費用は除く）

4) 文書管理業務

運転、保守点検、修繕その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理

5) 保安全管理業務

本件施設への第三者の立ち入り防止等に関する施設の保安全管理（施設稼動時間中）

（2）保守管理業務（対象施設：焼却施設、リサイクル施設）

1) 保守点検業務

- ①機械設備、電気・計装設備、建築付帯設備、建築物の保守点検
- ②水槽、タンク等の保守管理及び清掃業務
- ③危険物貯蔵所（灯油タンク）の点検清掃、その他該当する法定点検

2) 衛生管理業務

- ①植木、植栽等の剪定・散水等の樹木管理及び芝・草等の除草
- ②建物等諸室の清掃業務（床面清掃、ワックス掛け、窓ガラス清掃）。ただし、設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施すること。

- 3) 消耗品、資材の管理・調達
- (3) 建築設備修繕業務（対象施設：焼却施設）
 - 1) 建築設備の維持補修、修繕業務の実施
- (4) 廃棄物管理業務（対象施設：焼却施設、リサイクル施設）
 - 1) 本件施設から発生する焼却灰、飛灰処理物、処理不適物の管理
 - 2) 受注者の事業活動に伴い発生する廃棄物の処理
- (5) 焼却灰受入・搬出業務（対象施設：最終処分場）
 - 1) 焼却施設から排出される焼却灰の貯留、積替え業務
- (6) その他業務（対象施設：焼却施設、リサイクル施設、最終処分場）
 - 1) 見学者対応及び行政視察への対応支援
 - 2) 住民対応への協力
 - 3) 機能確認の実施（運営開始時及び終了時）
 - 4) 緊急時の対応
 - 5) 電気設備保安全管理
 - 6) 浄化槽の法定点検費用
 - 7) 消防設備及びトラックスケールの法定点検費用
 - 8) 施設警備（夜間・休日の機械警備）に係る警備会社との契約費用
 - 9) 業務以外の周辺環境に係る分析・測定
 - 10) 委託者の実施する業務以外の委託業務

（委託者の業務範囲及び内容）

第32条 運営管理期間を通じて委託者が実施する業務範囲及び内容は、以下のとおりとする。

- (1) 搬入ごみの量及び質に関して
 - 1) 住民に対するごみの分別、減量化、資源化の啓蒙活動
 - 2) 住民及び搬入業者への受入基準の指導及び徹底
 - 3) 緊急時の対応
- (2) ごみの搬入及び灰等の搬出・処分に関して
 - 1) ごみ（一般廃棄物）の搬入
 - 2) 処理不適物の搬出、処理・処分
 - 3) 焼却灰・飛灰処理物の搬出、処理・処分
 - 4) 建物内部の日常清掃、貯留槽等の清掃であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における一般又は産業廃棄物処理業の許可を必要とする搬出・処分
- (3) 本業務の監理に関する事項
 - 1) 機能確認の実施（運営開始時及び終了時）
 - 2) 受注者の本業務実施状況の監視
 - 3) モニタリングのための分析・測定
 - 4) 受注者への委託料の支払い
- (4) 受注者が行う修繕業務以外の修繕

- 1) 焼却施設、リサイクル施設のプラント機器関係に係る修繕補修
- 2) リサイクル施設の建築関係に係る修繕補修
- 3) 最終処分場に係る修繕補修
- 4) 外構工事の修繕補修
- (5) 分析・測定業務（対象施設：焼却施設、リサイクル施設）
 - 1) ごみ質
 - 2) 排ガス（ばい煙、有害物質、ダイオキシン類）
 - 3) 焼却灰（熱灼減量、ダイオキシン類、溶出試験）
 - 4) 飛灰処理物（ダイオキシン類、溶出試験）
 - 5) 作業環境（ダイオキシン類、二硫化炭素）
 - 6) 騒音・振動測定
- (6) その他
 - 1) 施設見学者への対応
 - 2) 住民対応
 - 3) 官庁等への各種書類の提出

（計量業務水準）

第33条 本件施設の計量業務水準事項は以下のとおりとする。

- (1) 受付管理
 - 1) 受注者は、廃棄物、薬剤等副資材及び焼却灰等を搬入・搬出する車両を受付において記録・確認・管理すること。
 - 2) 受注者は、直接搬入ごみを搬入しようとする者について、直接搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、委託者が定める基準を満たしていることを確認すること。
 - 3) 基準を満たしていない直接搬入ごみを確認した場合は、受け入れてはならない。また、その旨を速やかに委託者に報告すること。
- (2) 計量

受注者は、廃棄物及び薬剤等副資材を搬入する車両について、計量機において計量し、その記録を管理すること。
- (3) 案内・指示

受注者は、直接搬入ごみの搬入車両に対して、ごみの荷下ろし場所について、案内・指示すること。
- (4) ごみ処理手数料の徴収代行
 - 1) ごみ処理手数料徴収に係る書類（記録）の作成

受注者は、ごみ処理手数料徴収に係る書類（記録）を作成し、委託者に提出しなければならない。
 - 2) ごみ処理手数料徴収の代行

受注者は、本件施設に直接ごみを搬入しようとする者のうち、現金でごみ処理手数料を支払いするものから、委託者が定める金額を、委託者が定める方法で徴

収すること。受注者は、徴収した料金を委託者が定める方法によって、委託者の指定金融機関へ引き渡すこと。なお、手数料の徴収時に使用する領収印は委託者のものを使用すること。

(5) 受付

受注者は、処理対象物の受入れ及び受入れ量の計測を行うこと。なお、委託者が事前に提示する場合は、受入時間に関わらず受入れを行うこと。

(運営管理業務水準)

第34条 本件施設の運営管理業務水準事項は以下のとおりとする。

受注者は運営期間において、以下に示す業務の水準を確保すること。

(1) 基本的水準

- 1) 受注者は、委託業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行すること。
- 2) 受注者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障・事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう準備すること。
- 3) 受注者は、契約約款に記載する運営計画書等に、運営管理業務に必要な事項を定め、委託者に提出すること。

(2) 日常点検等

本件施設の運転状況及び設備機器の異常の早期発見に努めるため、日常点検等を実施する。日常点検等は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定めて又は適宜に実施すること。

日常点検等にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意すること。

(3) 管理・調達

1) 薬品の管理・調達

本件施設の運営管理を行うために必要となる薬品類の調達については、受注者の費用により実施すること。(各薬品使用量については別紙1のとおり)

2) その他消耗品等の管理・調達

本件施設の運営を良好に行うために必要な通信、その他の消耗品等の管理・調達は、受注者の費用にて実施すること。

3) 車両の管理・調達

委託者が保有する車両は委託者の許可を得て、無償で利用できるものとし、使用できる車両は委託者と協議のうえ決定することとする。この場合、本業務委託を履行するにあたり発生した事故を原因とする車両及び第三者に与えた損害についての経費の負担は、委託者が加入する損害保険の対象範囲内は委託者が負担し、損害保険の対象範囲を超えるものについては受託者が負担する。また、これ以外の損害については委託者と受託者協議のうえ処理するものとする。ただし、本業務委託以外での使用を禁止するとともに第三者に使用させてはならない。なお、管理調達は委託者の費用にて実施するため、燃料費等の削減に努めること。

(4) 文書管理業務

- 1) 本件施設の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文章を適切に保管・管理すること。また、委託者の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。
- 2) 運転、保守点検、修繕その他の業務に関するデータ等を記録し保管する。また、委託者に提示又は提出する各報告書の作成と報告を行うこと。
- 3) 本委託の運営に係るデータは、これを記録すること。データの項目、記録の方法等については、委託開始に先立つ運営計画書等の中に明示し、委託者と協議の上決定するものとする。

(5) 保安全管理業務

受注者は、施設稼働日における、本件施設への第三者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために施設の保安全管理を行うこと。

(保守管理業務の要求水準)

第35条 保守管理業務の要求水準事項は以下のとおりとする。

(1) 保守管理の水準

- 1) 委託期間終了時、委託範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を1年間有する（委託者が実施中、若しくは改築更新、改良計画中の施設及び設備・機器の経年劣化を除く）状態で委託者に引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な保守管理を行うこと。
- 2) 受注者は、運営計画書等に、保守管理業務に必要な事項を定め、委託者に提出すること。

(2) 保守点検

1) 建築設備保守点検

本件施設の建築設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うこと。なお、本件施設で必要とする消防設備、浄化槽及びトラックスケールに係る法令点検費用は受注者が負担する。

2) 機械、電気、計装設備保守点検

機械、電気、計装設備は何らかの故障や事故が発生するとプラント全体を停止させるような事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、本件施設のシステム全体を熟知し保守点検を行う。

また、本件施設において、ごみ（一般廃棄物）を処理するために必要なプラント機器についての安全衛生法等による自主検査など、これら全ては受注者の負担で行うこと。ただし、高圧受変電設備の自主検査については、受注者が電気保安全管理業務として別に契約する者が実施する。

3) 消耗品、備品類の調達管理

本件施設の保守管理を行うために、必要となる消耗品類の調達については、受注者の費用にて実施すること。

(3) 衛生管理業務

1) 生活用水槽の保守点検及び清掃等

本件施設に設置されている生活用水槽は、その機能に支障がないように定期的に点検し、必要に応じて修繕、清掃等を実施すること。

2) 環境衛生

本委託の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また、委託に使用する建物内は、日常的な清掃を励行し、清潔に保持すること。

(測定・分析業務)

第36条 委託者が行う測定・分析項目及び頻度は表1-8のとおりとする。

表1-8 測定・分析項目及び頻度

項 目		頻 度	測定（採取）場所
ごみ質	三成分，元素組成，低位発熱量	4回/年	ごみホッパステージ
焼却灰	熱灼減量	12回/年 以上	粒度選別機出口
	DXN類	1回/年	
	溶出試験	1回/年	
飛灰処理物	DXN類	1回/年	処理物搬送コンベヤ点検口
	溶出試験	1回/年	
※排ガス関係	ばいじん	2回/年×1炉	煙突（測定口）
	硫黄酸化物		
	塩化水素		
	窒素酸化物		
	DXN類		
	水銀		
作業環境	DXN類	1回/年	炉室2か所、灰出室、飛灰処理物搬出室
	ばいじん	2回/年	炉室2か所、灰出室、灰出設備室、飛灰処理物搬出室
	二酸化炭素	2回/年	地下1階 灰出室
騒音・振動		1回/年	敷地境界2箇所

※炉停止期間が長期の場合等には大気汚染防止法施行規則第十五条に準ずる

※作業環境測定のDXN類の2回目はD値により算出するものとする

(2) 報告

委託者は測定・分析を実施した結果を、測定・分析の都度、受注者に報告する。

(廃棄物管理業務の要求水準)

第37条 本件施設から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の管理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、委託者及び受注者がそれぞれ適正に管理、処理

すること。なお、本件施設から発生する焼却灰、飛灰処理物及び処理不適物の運搬及び処分は、委託者が別に契約する者が実施し、それに要する費用は委託者が負担する。

(その他)

第38条 受注者は、本件施設の運転・維持管理にあたり、地元での雇用促進に配慮すること。また、機材等の調達、納品等においても、地元企業を活用するよう努めること。

(委託料の額の変更)

第39条 委託料の額の変更は、本業務の委託料を構成する各項目について、著しく変化が生じた場合、受注者と委託者は協議により委託料の変更を行うことが出来るものとする。

(委託料の支払いの停止)

第40条 委託料の支払停止の開始

- (1) 契約約款の定めるところにより、再改善計画書に定める期日までに当該サービス水準の未達が是正されない場合の受注者に対する委託料の支払停止は、委託者が当該委託料の支払停止を通知した日以降の最初の支払期において支払うべき委託料から停止するものとする。
- (2) 委託者は、当該委託料の支払停止を通知した日の翌日から通知した日以降の最初の支払期までの間において、受注者にその弁明の機会を与えるものとする。

(委託料の支払停止の解除)

第41条 委託料の支払停止の解除

- (1) 当該サービス水準の未達が是正されたときは、委託者は委託料の支払停止を直ちに解除し、停止していた間の委託料を速やかに受注者に支払うものとする。
- (2) 前号において、委託者がやむを得ない事情により速やかに停止していた委託料を支払うことができない場合は、受注者にその事由を明らかにしたうえで、当該サービス水準の未達が是正された日以降の最初の支払期に支払うことが出来るものとする。

委託者と受注者の責任負担

1. 基本負担

この契約において、委託者受注者が負うべき基本的な責任負担は表1-9を適用する。

表1-9 基本負担 (1/2)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受注者
廃棄物処理法上の 処理責任	搬入廃棄物の処理に関するもの	○	
	焼却灰、飛灰処理物、処理不適物の処分に関するもの	○	
	受注者の事業から発生する廃棄物の処分		○
廃棄物処理法上の 管理責任	一般廃棄物の収集・運搬に関するもの	○	
	焼却灰、飛灰処理物等の運搬・処分に関するもの	○	
大気汚染防止法、 ダイオキシン類特 別措置法等の法律 上の管理責任	排出ガス、焼却灰、処理飛灰、臭気、騒音、振動の排出 基準等の規制に関するもの	○	
その他法令上の責 任	受注者の業務履行上で直接関係するもの（労働安全衛生 法等、消防法等）		○
	上記以外のもの	○	
法令等変更	この契約に直接関係する法令等の変更	○	
	上記以外の法令変更		○
税制度変更	受注者に影響を及ぼす税制度変更（法人税等）		○
	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）	○	
許認可の遅延	受注者が取得する許認可の遅延に関するもの		○
第三者賠償	受注者の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
住民対応	受注者の責めによるもの（施設見学支援等）		○
	上記以外のもの（廃棄物処理事業の実施における住民反 対運動、住人訴訟等）	○	
事故の発生	受注者の責めによる労災事故、設備の破損・損壊		○
	上記以外の事故等によるもの	○	
環境保全	受注者の責めによる環境への影響		○
	上記以外の大気汚染、公共用水域の汚染等による環境へ の影響	○	
	委託者の責めによるもの（安全対策違反等）	○	
	受注者の責めによるもの（法令違反、破綻、放棄等）		○

表1-9 基本負担 (2/2)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受注者
不可抗力	地震、台風、落雷等の自然災害による契約の中止・変更、施設損壊	○	
施設の保安	受注者の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
施設受入基準の確保	住民への施設受入基準の徹底	○	
	収集運搬業者（委託・許可）への施設受入基準の徹底	○	
計画修繕費の増大	受注者の責めに帰する事由による修繕費の増大		○
	上記以外の計画修繕の費用の増大	○	
調達費用の増大	計画ごみ搬入量及びごみ質範囲内の調達費の増大		○
	計画ごみ搬入量及びごみ質範囲外の調達費の増大	○	
	電力単価、契約電力変更による調達費の増大	○	
	物価変動以外による調達費の増大		○
	委託者が指定した調達物の価格変動による調達費の増大	○	
	性能未達など、受注者の責めによる調達費の増大		○
	上記以外による調達費の増大	○	
緊急事態に係る費用の増大	性能未達など、受注者の責めにより生じた緊急対応費の増大		○
	受注者の役割分担の範囲内での緊急対応費の増大		○
	上記以外の緊急対応費の増大	○	
ごみ処理が不可能な場合の対応	ごみ処理の責任	○	
	ごみ処理の受注者の責任によるもの		○
	ごみ処理先（委託先）の確保	○	

2. 性能・機能に関する負担

この契約において、委託者受注者が負うべき性能・機能に関する負担は表1-10を適用する。

表1-10 性能・機能に関する負担

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受注者
性能・機能	搬入ごみの量及びごみ質の確保	○	
	排ガス、焼却灰、飛灰処理物の排出基準の確保		○
	計画ごみ量及びごみ質におけるごみの処理確保		○
揚水ポンプ（井水）の設備機能	井戸・配管以外の設備機能の確保		○
	井戸・配管	○	
中継槽（井水）の設備機能	配管以外の設備機能の確保		○
	配管	○	
管理・調達の責任	受注者がこの契約で調達する物品の確保、納入遅延等		○
	上記以外のもの	○	

3. 経費に関する負担

この契約において、委託者受注者が負うべき経費の負担は表1-11を適用する。

表1-11 経費に関する負担 (1/2)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受注者
運転操作	本件施設の運転・操作に関する人件費		○
	本件施設の運転・操作に関する消耗品類の管理・調達費		○
巡回点検	本件施設の巡回点検に関する人件費		○
	本件施設の巡回点検に関する車両、工具、消耗品の費用		○
分析・測定	本件施設で行うごみ質、焼却灰（熱灼減量）の分析	○	
	本件施設で行う排ガス（ばい煙、有害物質、ダイオキシン類）の分析	○	
	本件施設で行う灰（焼却灰、飛灰処理物）のダイオキシン類分析	○	
	本件施設で行う灰（焼却灰、飛灰処理物）の溶出試験	○	
	本件施設で行う作業環境（ダイオキシン類、二硫化炭素）の測定	○	
	上記以外で委託者が必要とする分析・測定	○	
	本件施設に設置の分析装置の維持管理		○
	本件施設に設置の分析装置の維持管理に必要な試薬、校正ガス、その他消耗品類の管理・調達	○	
保守点検	本件施設の保守点検に関する人件費		○
	本件施設の保守点検に関する車両費、工具費及び消耗品類の管理・調達費用		○
	本件施設の法定点検に関する人件費		○
	本件施設の法定点検に関する車両費、検査費、工具費及び消耗品類の管理・調達費用		○
廃棄物管理	焼却灰、飛灰処理物、処理不適物の積替え・搬出費		○
	焼却灰、飛灰処理物、処理不適物の運搬・処分に関する事務管理費	○	
	受注者の事業活動に伴い発生する廃棄物の処理		○
修繕	リサイクル施設の設備・機器の補修・修繕に関する費用	○	
	リサイクル施設の建築設備の補修・修繕に関する費用	○	
	最終処分場の補修・修繕（建築設備含む）に関する費用	○	
	受注者の責めによる契約終了時の機能回復に係る費用		○

表1-11 経費に関する負担 (2/2)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受注者
管理・調達	本件施設の電力の調達費及び事務管理費用	○	
	本件施設の薬品、燃料の管理・調達費用	○	
	委託者の使用する通信費	○	
	受注者の使用する通信費		○
衛生管理	本件施設の生活用水槽の点検・清掃に関する人件費		○
	本件施設の生活用水槽の点検・清掃に関する機材、資材及び消耗品の管理・調達費		○
保安管理	本件施設の施設稼働日（昼間）における保安管理に関する人件費		○
	上記以外の本件施設の保安管理に関する機械警備費、消耗品等の管理・調達費用	○	
植栽管理	本件施設の剪定、除草等の植栽管理に関する人件費		○
	本件施設の剪定、除草等の植栽管理に関する機材、資材及び消耗品の管理・調達費		○
施設管理	本件施設の床・ガラス、建物等の清掃に関する人件費		○
	本件施設の床・ガラス、建物等の清掃に関する機材、資材及び消耗品の管理・調達費		○
施設運営	事務機器、事務用品、福利厚生費等、委託者が運営上必要とする事務及び運営費用	○	
	事務機器、事務用品、福利厚生費等、受注者が運営上必要とする事務及び運営費用		○
モニタリング	モニタリングに関する費用	○	
機能確認	運営開始時の既存施設の機能確認に係る費用	○	○
	焼却施設の機能検査に係る費用		○
	契約終了時の機能確認に係る費用	○	○
契約終了時の教育・研修	受注者の責めに帰する事由による契約終了時の教育・研修費用		○
	上記以外による契約終了時の教育・研修費	○	
設備機器破損の復旧	地震、台風、落雷等の自然災害による設備機器破損の復旧費用	○	
	住民及び搬入業者に起因する設備機器破損の復旧費用	○	
	受注者の責めに起因する設備機器破損の復旧費用		○
	上記以外の設備機器破損の復旧費用	○	

4. 業務分担に関する負担

この契約において、委託者受注者が負うべき業務分担に関する負担は表1-12を適用する。

表1-12 業務分担に関する負担 (1/3)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受注者
書類に関する分 担	全体運営計画書の作成・変更、報告		○
	全体運営計画書の確認、見直し・変更協議	○	○
	年間運営計画書の作成・変更、報告		○
	年間運営計画書の確認、見直し・変更協議	○	○
	全体修繕計画の作成・見直し・変更、報告	○	
	全体修繕計画の確認、見直し・変更協議	○	
	年間修繕計画の作成・見直し・変更、報告	○	
	年間修繕計画の確認、見直し・変更協議	○	
	業務終了後15年間の補修計画の作成		○
	緊急時対応計画書の作成・変更、報告		○
	緊急時対応計画書の確認、見直し・変更協議	○	○
	改善通告	○	
	改善計画の作成・報告		○
	改善計画の確認、見直し・変更協議	○	○
	再改善通告	○	
	再改善計画の作成、報告		○
	再改善計画の確認	○	
	請求する施設更新等の資料の作成・報告		○
	施設更新等の請求に対する見解書	○	
	モニタリングに係る必要な各種報告書類の作成・変更	○	
	モニタリングによる確認、確認完了通知	○	
	施設運営上で必要な各種報告書類の作成		○
	施設改良等に関する提案と資料作成、申請		○
	施設改良等に関する提案の確認、見解書	○	
	運転管理マニュアル、作業マニュアル、その他マニュアルの作成・変更		○
	委託料支払い停止・再開に関する通知	○	
	緊急事態における業務指示、命令文書	○	
	協議・打ち合わせ議事録の作成・記録		○
	協議・打ち合わせ議事録の確認	○	
	委託者による受注者への措置請求	○	
	受注者による委託者への措置請求		○

※契約不適合責任期間についての不具合・施設改良等については建設プラントメーカーの所掌範囲

表1-12 業務分担に関する負担 (2/3)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受注者
書類に関する分 担	委託者による受注者への措置請求に対する回答書		○
	受注者による委託者への措置請求に対する回答書	○	
	委託料の請求申請		○
	この契約の解除に関する通知	○	○
	その他この契約に関する協議・疑義等の請求	○	○
業務の実施	本件施設の運転監視及び操作の実施		○
	本件施設の計量及び料金徴収（直接持込のみ）代行の実施		○
	許可ごみの受入れに係る料金の請求及び徴収	○	
	本業務に直接関係ある本件施設内における環境測定・分析の実施		○
	本業務に直接関係しない環境測定・分析の実施	○	
	本件施設の巡回点検の実施		○
	本件施設の保守点検の実施		○
	処理に直接関係する施設の法定点検・検査及び自主点検・検査		○
	本件施設の電気保安全管理業務		○
	計画修繕の実施	○	
	本件施設の保安全管理の実施	○	○
	水槽、その他タンク・槽類の点検・清掃の実施		○
	浄化槽及び灯油タンクの日常点検・清掃の実施		○
	消防設備の日常点検		○
	搬入廃棄物の収集・運搬	○	
	焼却灰・飛灰処理物の処分	○	
	電力供給契約の締結	○	
	電気保安全管理業務委託契約の締結		○
	本件施設の電力の管理・調達事務の実施	○	
	本件施設（進入路を含む）植栽管理（剪定、除草、散水、防臭・防虫薬剤散布等）の実施		○
	本件施設の植栽管理（剪定枝等の処分）の実施		○
	本件施設の衛生管理（床清掃、ガラス、床ワックス、場内清掃等）の実施		○
	本件施設の燃料の管理・調達の実施	○	
	本件施設の薬品の管理・調達の実施		○

表1-12 業務分担に関する負担 (3/3)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受注者
業務の実施	分析装置の維持管理に関する試薬、校正ガスその他消耗品の管理・調達の実施		○
	本件施設の設備機能維持に要する部品、その他消耗品類、資材、機材の管理・調達の実施		○
	本件施設の衛生管理に関する消耗品類、資材、機材の管理・調達の実施		○
	本件施設に関する図書類の保管管理		○
	運転、点検、修繕その他データの記録と保管		○
	薬品等の受け入れ立ち会の実施		○
	施設見学の対応	△	○
	委託者の財産、備品等の管理・調達の実施	○	
	契約終了時の教育・研修の実施		○
	運営開始時及び契約終了時の既存施設の機能確認の実施	○	○
	この契約で受注者が必要とする労務・福利厚生、庶務、外注等に関する事務管理、その他必要な業務		○
	その他この契約で委託者が必要に応じて行う業務の実施	○	

○業務を負担する

△業務の一部を負担する

5. 緊急事態に関する基本負担

表1-13には、この契約において委託者受注者が負うべき緊急事態に関する基本負担を示すが、委託者受注者の緊急事態における具体的な負担については、受注者が提出する緊急時対応計画書を基に、委託者受注者協議による定める。

表1-13 緊急事態に関する基本負担 (1/2)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受注者
震度5を超える地震	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	委託者の指示による初期対応の実施		○
震度5未満の地震	施設倒壊被害等が無い場合の対応、措置、委託者への連絡		○
	施設倒壊被害等有る場合の対応の判断・措置、本格復旧	○	
	施設倒壊被害等有る場合の委託者の指示による初期対応の実施		○
台風による強風等 警報の発令	緊急出動による委託者受注者待機	○	○
	対応の判断・措置、本格復旧	○	
	委託者の指示による初期対応の実施		○
搬入ごみ質の異常 (危険物等の混入)	初期対応（受入拒否・除去）、委託者への連絡		○
	住民、収集運搬業者への受入基準の指導・徹底	○	
排出ガスの異常 (排出基準超過)	初期対応、委託者への連絡		○
	処理停止の判断、措置	○	
	受注者の責めに帰するときの原因調査、措置		○
	上記以外の場合の原因調査、措置	○	
労働災害 (第三者災害含む)	初期対応、委託者及び関係機関への連絡、原因調査		○
	病院への搬送等		○
	受注者の責めに帰するときの施設改良		○
	上記以外の施設改良	○	
停電 (30分以上)	初期対応、委託者及び関係機関への連絡		○
	対応判断・措置	○	
	委託者の指示による対応		○
	自家用発電機の運転、負荷の確認		○
	復電時の通常状態復旧操作		○
停電 (瞬時停電)	運転操作による対応、措置		○
	復電時の通常状態復旧操作		○

表1-13 緊急事態に関する基本負担 (2/2)

負担の種類	内容	負担区分	
		委託者	受注者
火災 (大規模)	初期対応、委託者及び関係機関への連絡		○
	対応判断・措置	○	
	委託者の指示による対応		○
	受注者の責めに帰するときの本格復旧		○
	上記以外の本格復旧	○	
火災 (ぼや)	初期対応、委託者及び関係機関への連絡		○
	対応判断・措置	○	
	委託者の指示による対応		○
	受注者の責めに帰するときの復旧		○
	上記以外の復旧	○	
設備破損事故	初期対応、委託者への連絡		○
	機能回復措置 (操作) の実施		○
	受注者の責めに帰するときの復旧		○
	上記以外の復旧	○	

(別紙 1)

表 各薬品使用量

項目	使用量
(1) 薬品購入費	
1) 排ガス処理用	
1-1) 〔消石灰〕使用量	120 kg/日
2-1) 〔活性炭〕使用量	17.64 kg/日
3-1) 〔アンモニア〕使用量	8.64 kg/日
2) 給水・排水処理用	
1-1) 〔苛性ソーダ〕使用量	0.842 kg/日
2-1) 〔凝集剤〕使用量	0.842 kg/日
3-1) 〔高分子剤〕使用量	0.00842 kg/日
4-1) 〔スケール防止剤〕使用量	0.00421 kg/日
3) 飛灰処理用	
1-1) 〔キレート〕使用量	0.495 kg/日
(2) 油脂購入費	
1) 作動油	1.71 L/年
2) 潤滑油	0.26 L/年
3) グリス	0.93 L/年
(3) その他	
1-1) 脱臭用活性炭使用量	4,000 kg/年
2-1) 消臭剤使用量	200 kg/年
3-1) 防虫剤使用量	200 kg/年